

苫小牧市地域防災計画

地震・津波災害対策編

2019年7月
苫小牧市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の方針	2
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 市域の災害環境	9
第1 自然環境	9
第2 社会環境	12
第3 苦小牧市に被害をもたらした地震及び津波の発生状況	13
第4 地震・津波被害の想定	15
第4節 防災テーマ及びビジョン	26
第1 苦小牧市の防災テーマ	26
第2 防災ビジョン	26
第3 基本目標	26

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い都市づくり	31
第1 都市計画	31
第2 ライフライン施設の整備	32
第3 道路・橋りょうの整備	32
第4 河川・海岸施設の整備	33
第5 港湾施設の整備	33
第6 都市公園施設の整備	34
第7 防災公園の整備	34
第2節 危険の防止	34
第1 建築物の耐震性の向上	35
第2 地盤の液状化対策	35
第3 危険箇所の対策	35
第4 危険物対策	36

第3節 組織・人づくり	37
第1 防災会議・防災関係機関	37
第2 市民・事業所の組織	38
第3 災害ボランティア	41
第4 防災訓練の実施	42
第5 防災知識の普及	44
第4節 情報通信の整備	47
第1 通信手段の整備	47
第2 従事者の確保	48
第3 G I S各種支援システムの導入	49
第5節 避難環境づくり	49
第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	49
第2 避難体制の整備	51
第3 避難所設備の整備	51
第6節 消防力の整備	52
第1 消防施設の整備	52
第2 消防資機材の整備	52
第3 消防水利の整備	52
第4 消防団の強化	53
第7節 応急対策のための環境整備	53
第1 医療救護活動	53
第2 救命救助体制の整備	54
第3 緊急輸送の環境整備	54
第4 水道水の確保	55
第5 食料・必需品等の備蓄	55
第6 協定締結の促進	56
第7 要配慮者対策	57
第8 避難行動要支援者名簿	57
第9 住対策	59

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急体制	61
第1 災害対策本部	62
第2 非常警戒本部	67
第3 収集・配備	68
第4 事務分掌	70
第2節 地震・津波情報の収集・伝達	70
第1 地震及び津波に関する情報	70
第2 地震及び津波予報・警報の種類	71
第3 津波予報等の伝達系統及び方法	78
第3節 被害情報の収集・伝達・報告	79
第1 災害直後の被害状況の把握	80
第2 初動活動期の被害調査	81
第3 応急活動期の被害調査	81
第4 被害情報の取りまとめ	83
第5 防災関係機関への被害の伝達	83
第6 道(胆振総合振興局)への被害の報告	83
第4節 災害広報	84
第1 避難広報	85
第2 避難所・住民・事業所への広報	86
第3 防災関係機関の広報	87
第4 報道機関への広報の要請	87
第5 報道機関への対応	88
第6 安否情報の提供	88
第5節 応援派遣要請と受け入れ	89
第1 自衛隊派遣要請	90
第2 自治体への要請	92
第3 応援協定先への要請	93
第4 民間企業等への協力要請	93
第5 自衛隊の受け入れ	94
第6 受援体制の確立	94
第6節 消防活動	97
第1 消火活動	97
第2 火災のパトロール	98

第3 火災原因の調査	98
第7節 救出・捜索	98
第1 救出要員の編成	99
第2 救出資機材の確保	99
第3 救出・捜索活動の実施	99
第4 行方不明者リストの作成	100
第5 救護所への傷病者の搬送	100
第8節 応急医療	101
第1 医療救護チームの編成	102
第2 医薬品・資機材の調達	102
第3 救護所の設置	103
第4 救護所の活動	103
第5 後方医療体制の確立	103
第6 後方医療施設への搬送	104
第7 心のケア対策	104
第9節 遺体の処理・埋葬	104
第1 納棺用品等資機材の確保	105
第2 遺体の検案、処理	105
第3 遺体の安置	105
第4 埋葬	106
第10節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営	106
第1 警戒区域の設定	107
第2 避難勧告指示・誘導	107
第3 避難所の開設	109
第4 避難所の運営	111
第5 飲料水、生活用水の供給	113
第6 食料、生活必需品の供給	113
第7 避難者への配慮	114
第8 避難所の統合・廃止	114
第11節 交通対策・緊急輸送	115
第1 交通規制	115
第2 緊急輸送路の確保	116
第3 緊急的な輸送	117
第4 緊急輸送車両の確認	117
第5 緊急輸送	118

第6	輸送拠点の設置	119
第12節	災害時の警備対策	120
第1	災害警備体制の確立	121
第2	被災地・避難所の警備	121
第3	海上における治安維持	121
第4	災害発生後の危険箇所監視	121
第13節	生活救援対策	122
第1	緊急給水	123
第2	飲料水、生活用水の給水	123
第3	生活用水の給水拡大	124
第4	備蓄食料の供給	125
第5	食料の需要の把握	125
第6	食料の確保	126
第7	食料の供給	126
第8	炊き出しの実施	127
第9	備蓄品の供給	127
第10	生活必需品の需要の把握	127
第11	生活必需品の確保	128
第12	生活必需品の供給	128
第13	救援物資の受け入れ	128
第14節	建物対策	129
第1	被災建物の応急危険度判定土の確保	129
第2	被災建物の応急危険判定の実施	130
第3	建物の解体、撤去	130
第4	応急仮設住宅の需要の把握	130
第5	応急仮設住宅の用地の確保	131
第6	応急仮設住宅の建設	132
第7	応急仮設住宅の管理及び入居者の選定	133
第8	被災住宅の修理	133
第9	公営・民間住宅の復旧・確保	134
第10	災害公営住宅の確保及び入居基準	134
第15節	廃棄物処理・防疫	135
第1	食中毒の予防	136
第2	被災者等の保健衛生	136
第3	被災地の防疫活動	136
第4	仮設トイレの設置	137

第5	し尿の処理	138
第6	災害・生活ごみの処理	138
第7	廃棄物処理の計画・実施	138
第 16 節	災害ボランティアの活用	138
第1	災害ボランティアセンターの設置	139
第 17 節	要配慮者への対応	140
第1	要配慮者の安全確認・確保	141
第2	避難所の要配慮者の援護	141
第3	巡回ケア・広報・相談窓口の設置	141
第4	要配慮者への福祉仮設住宅の供給及びケア対策	142
第 18 節	公共機関・施設の応急対策	142
第1	上下水道の応急・復旧対策	143
第2	電気・電話・ガスの応急・復旧対策	144
第3	道路・橋りょうの応急・復旧対策	146
第4	河川・海岸・指定地の応急・復旧対策	146
第5	鉄道の応急・復旧対策	147
第6	その他の公共施設の応急・復旧対策	147
第 19 節	応急教育活動	148
第1	学校の災害直後の措置	148
第2	児童・生徒、教職員の安否の確認	149
第3	応急教育の実施	149
第4	避難所開設への支援	151
第5	保育園の災害直後の措置	151
第6	園児、職員の安否の確認	151
第7	応急保育の実施	151
第 20 節	農林漁業対策	152
第1	農林漁業の被害の調査	152
第2	飼料の確保	152
第3	農林漁業施設の防疫	152
第 21 節	災害救助法の適用	153
第1	災害救助法の適用基準	153
第2	滅失世帯の算定基準	154
第3	災害救助法の適用手続き	155
第4	災害救助法による救助の内容等	156

第5 災害業務の実施者	156
-------------	-----

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活の安定のための緊急措置	158
第1 被災者の生活確保	158
第2 農林漁業関係対策	161
第3 中小企業関係対策	162
第4 義援金の受入れ・配分	162
第2節 災害復旧事業	163
第1 激甚法による災害復旧事業	163
第2 その他の法律による災害復旧事業	164
第3節 災害復興事業	165
第1 災害復興事業の推進	165

第5章 地震防災対策推進計画

第1節 総則	167
第1 推進計画の目的	167
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	167
第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	167
第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要	167
第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性	167
第3節 災害対策本部等の設置	168
第1 災害対策本部の設置	168
第2 災害対策本部等の組織及び運営	168
第3 災害応急対策要員の参集	168
第4節 地震発生時の応急対策等	169
第1 地震発生時の応急対策	169
第2 資機材、人員等の配備手配	170
第3 他機関に対する応援要請	171

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	171
第1 津波からの防護のための施設の整備等	171
第2 津波に関する情報の伝達等	171
第3 避難対策等	172
第4 消防機関等の活動	173
第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係	173
第6 交通対策	173
第7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	174
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	175
第7節 防災訓練計画	176
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	177